



配偶者暴力防止法の改正について

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。
保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

改正の主な内容

- 1 保護命令制度の拡充
- 1 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
- 2 電話等を禁止する保護命令
- 3 被害者の親族等への接近禁止命令

市町村基本計画の策定の努力義務等

お問い合わせ

茨城県保健福祉子ども家庭課
029(301)3252

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>)を開設しています。

教育ローンと利子補給制度のお知らせ

「ろうきん」の教育ローン

- ・融資額
- ・最高500万円まで
- ・(労金会員の方は1千万円まで)
- ・一括融資又は分割融資
- ・返済期間
- ・最長10年
- ・別途、元金措置期間(最長5年)が設定できます。
- ・金利
- 1・9%~2・4%
- (12月1日現在)
- 保証

茨城県労働者信用基金協会の保証

【育英基金の利子補給制度】

茨城県労働者育英基金とは、勤労者の教育費の負担軽減を目的に、茨城県・市町村・中央労働金庫が出資してつくられた公益法人です。
在学中(最長4年以内)お子様一人あたり100万円(一世帯300万円)までの融資に対し、年1%の利子補給を受けることが出来ます。

対象

県内居住者又は県内の事業所に勤務している方

お問い合わせ

茨城県勤労者育英基金
029(231)0235

聴き上手になるろうへ傾聴の講演会と実習講座

【講演会】

日時
平成20年1月12日(土)
午後1時30分から3時30分まで
場所
ウエルス幸手 研修室
講師
鈴木絹英氏
(NPO法人ホールファ
ミリーケア協会理事)
定員
100名(当日先着順)
参加費
300円

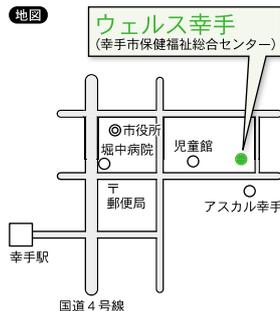
【実習講座(傾聴の実技を学ぶ)】

日時
平成20年1月15日(火)、
22日(火)、29日(火)、
2月6日(水)
午後1時30分から3時30分まで
場所
ウエルス幸手 研修室
定員
42名(抽選)
参加費
2000円(講演会費含む)
お申し込み
2000円(講演会費含む)
実習講座、講演会両方参加者のみ、はがきに氏名、電話番号を記入し、12月

8日(土)までに、幸手市社会福祉協議会へ送付してください。

お問い合わせ

幸手傾聴ボランティアピ
相良 0480(4)2611
松本 0480(4)5797



落とし物や忘れ物の取扱方法を定めた 遺失物法が変わります!

12月10日スタート!!

知ってるかい?
遺失物法が変わるんだよ!

落とし物や忘れ物の保管期間が3か月になります!
6か月 → 3か月

落とし物や忘れ物がインターネットで公表され、探しやすくなります!

へえーそうなんだ! どう変わるんですか?

落し物や忘れ物を見つけたら、落とし物や忘れ物係(落とし物係)に届け、落とし物や忘れ物係は交番・駐在所に届けます。

落とし物や忘れ物を見つけたら、落とし物や忘れ物係(落とし物係)に届け、落とし物や忘れ物係は交番・駐在所に届けます。

茨城県警察